新型コロナウイルスの対応についての
全国知事アンケート

都道府県	島根県	お名前	丸山　達也

＜ここから始まります＞

第1問 新型コロナウイルスの対応における国と都道府県の役割分担は、全体として適切に行われていると思いますか。 （○は1つ）

1. 適切だ	2. どちらかといえば適切だ
3. どちらかといえば適切でない	(4.) 適切でない

第2問 第1問のお答えはどんな理由からですか。ご自由にお書きください。

・事前に準備した保健所とコロナ対応病床の対応能力を超える感染者が（少なくとも）神奈川県や東京都で発生して、保健・医療の機能不全が生じている。
・そのために、各種世論調査において、緊急事態宣言、又は、これに相当する措置が遅かったとの評価を受けていると認識しており、国と都県の役割分担が適切に行われたと評価することは難しい。

第3問 緊急事態宣言の仕組みは、感染拡大の防止にどの程度効果があると思いますか。（○は1つ）

1. 大いにある (2.) ある程度ある 3. あまりない 4. まったくない

第4問 緊急事態宣言による感染拡大防止の効果を上げるために、どんなことが必要だと思いますか。罰則のありかたや私権の制限などについてもお考えがあればご自由にお書きください。

・現行制度の宣言も、第一波では有効だったと理解。
・現行の宣言であっても、適切な時点で出して、真摯に国民に自粛を呼びかければ、相当の効果は発揮できる。
・罰則や私権の制限のあり方については、記入している 1 月 19 日時点で、政府から特措法の改正案が情報提供されていないため、評価できない。

第5問 今回の急激な感染拡大が起こる前に、国や自治体がどのような対策をしておくべきだったと思いますか。ご自由にお書きください。

・一都三県の、１月上～中旬のような規模の感染者数は、想定されていなかったのではないか。
・事前の対策・準備は最大限行ってきたはずで、事前準備の問題ではない。
・事前準備で高めた対応能力の範囲内に感染者数が収まる段階で、緊急事態宣言、又は、これに相当する措置を講ずるべきだったと考える。

第6問 新型コロナウイルスの対応について、厚生労働省は都道府県にさまざまな通知を出しています。貴都道府県は、通知をどの程度重視していますか。 **（○は1つ）**

(1.) 大いに重視している　　2. ある程度重視している

3. あまり重視しない　　4. まったく重視しない

第7問 第6問のお答えの理由や、これまで通知と異なる対応をした例がありましたらお書きください。

・感染症の拡大に県境はなく、基本的には、感染症対策は全国統一的な指針に基づいて取り組むべきと考えるため

第8問 新型コロナウイルスの対応を行うにあたり、貴都道府県の保健所の体制は十分だと思いますか。 （○は1つ）

1. 十分だ → 第 10 問へ　　2. 十分ではない

第9問 （「十分ではない」と答えた方に）「十分ではない」のは具体的にどんなことですか。

第 10 問 政府は、2月下旬までに新型コロナウイルスのワクチンの接種が始められるように準備を進めています。貴都道府県ではワクチン接種を円滑に進められると思いますか。
もっとも近いものに○をつけてください。 （○は1つ）

1. できると思う　　2. できると思うが不安はある　　3. 不安が大きい

第 11 問 第 10 問のお答えの理由について、ご自由にお書きください。

・一定期間に全国民を対象として予防接種を実施する経験を持つ者はない。
・超低温での温度管理が必要な医薬品を大量かつ広範囲に取り扱う経験を持つ者もない。
・県として、１月１４日にワクチン接種のための専門組織を立ち上げ、着手しているが、以上のような状況のため、政府の「スケジュールのイメージ」どおりに全体を実施できるか、不安がある。

第 12 問　次にあげた、新型コロナウイルスをめぐる国の対応を、どの程度評価しますか。
A～E それぞれについて、1～4の選択肢から1つずつ○をつけてください。

	1. 評価する	2. どちらかといえば評価する	3. どちらかといえば評価しない	4. 評価しない
A. Go Toキャンペーン ⇒	1	(2)	3	4
B. 緊急包括支援交付金の創設 ⇒	(1)	2	3	4
C. 地方創生臨時交付金の積み増し ⇒	(1)	2	3	4
D. 現金10万円の一律給付 ⇒	(1)	2	3	4
E. 2020年春の一斉休校の措置 ⇒	1	2	(3)	4

第 13 問　2000 年の地方分権改革一括法の施行から 20 年がたちました。
ウィズコロナ時代、アフターコロナ時代の国と地方の関係、地方分権のあり方について、どんなことでもかまいませんので、ご自由にお書きください。

・首都圏における Goto トラベルの停止や、緊急事態宣言の再発出に関する一連の経過を見ると、「役割分担」について、国と地方が互いに自分に良いように理解して対応した結果、その内容について国民・住民の十分な評価が得られておらず、国、地方とも十分に反省すべき。

・相手方の役割であっても、結局は国民・住民に大きな影響を与える事柄については、相手方に任せきりにせず、必要な対応を求めていくという積極的な姿勢が不可欠である。

回答日　２０２１年１月 | ２ | １ | 日